

令和6年度

介護保険料の しおり

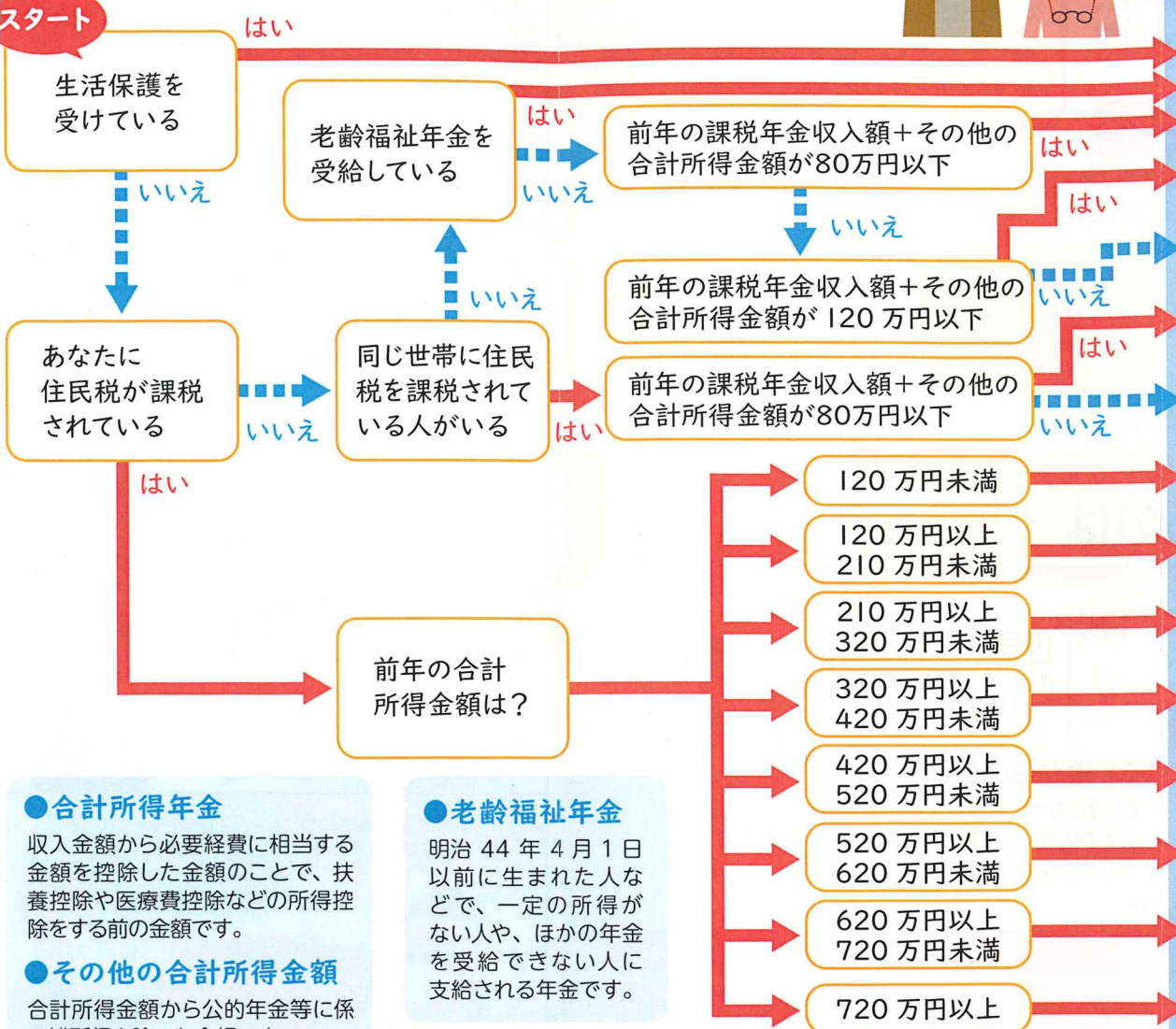


安芸市 健康介護課 介護保険係
☎0887-35-1003

あなたの介護保険料を確認しましょう



市区町村ごとに決められた「基準額」をもとに
みなさんの所得などに応じて決まります。



所得段階	対象者	保険料調整率	保険料	
			年 額	月 額
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.285	21,660円	1,805円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.485	36,850円	3,071円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額 ×0.685	52,050円	4,338円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	68,390円	5,699円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	75,980円	6,332円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.2	91,180円	7,598円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.4	106,380円	8,865円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.6	121,570円	10,131円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.8	136,770円	11,398円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.9	144,370円	12,031円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	159,570円	13,298円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	174,760円	14,563円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.4	182,360円	15,197円

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

●合計所得年金

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。

●老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、ほかの年金を受給できない人に支給される年金です。



介護保険料の納め方は年金額などで異なります

保険料の納め方は、みなさんが受給している年金の額などによって2種類に分けられます。

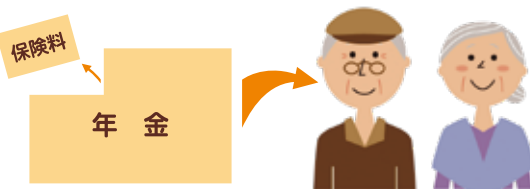
① 特別徴収

年金が**年額18万円以上**の人 ▶ **年金**から差し引かれます

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。
※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

前年度から継続して年金から差し引かれている人は、前年の所得が確定するまでは、仮に算定された保険料を納めます。

確定した年間保険料額から、仮徴収分としてすでに収めた分を引いた金額を、納期に分けて納めます。



年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- 新たに65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年金受給額が変更になった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

仮徴収

本徴収

4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
-------------	-------------	-------------	--------------	--------------	-------------

② 普通徴収

年金が**年額18万円未満**の人 ▶ **納付書や口座振替**で納めます

送付された納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

この口座振替依頼書に記入して、金融機関に提出してください。

**保険料納付は
口座振替が便利です**



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより口座振替ができなかった場合には、納付書で納めることになります。

介護保険料の決まり方

安芸市で必要な介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数などから「基準額」を算出し、所得などに応じて決まります。

保険料の「基準額」の決まり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得状況などに応じて、設定されています（保険料段階は裏面をご覧ください）。

基準額

=

安芸市で
介護保険給付に
かかる費用

×

65歳以上の
人の負担分
(23%)

÷

安芸市の
65歳以上の
人数

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

基準額は市区町村ごとに異なります

市区町村によって、必要な介護保険のサービス量や65歳以上の人数は違いますので、それにもとない基準額も異なっています。

保険料を納め始めるのは

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）【例】から、第1号被保険者として保険料を納めます。

65歳になる年度の保険料について

●64歳までの分

65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

【例】10月2日生まれの人の場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4月～9月分を、年度末までの納期に分けて、加入している医療保健の保険料から納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書または口座振替で納めます。

10月～翌年3月分を、年度末までの納期に分けて、納付書または口座振替で納めます。

10月1日生まれ

10月2日生まれ



9月分から
納めます

10月分から
納めます

10月

月 火 水 木
9/30 ① ② 3

65歳

65歳(以上)になったあなた…

『もし、“介護保険料”を納めていなかったら?』

骨折で入院していた太郎さん。退院の日も決まり、いよいよ家で介護保険サービスを利用するため、市外に住む娘さんが安芸市役所へ介護認定申請に行きました。

ヘルパーさんに来てもらいたいよねえ

介護保険サービスを使いたいのですが

こちらへどうぞ

まずは、介護認定の申請が必要になります。
ただ…太郎さんは保険料をお支払い
いただいていない期間
(保険料の滞納)がありますね。!

保険料?

支払って
いない?

えっ!?

3割?
10割?

通常1割※1で介護サービスを利用
できるところを、**3割**または**10割**
支払っていただく場合があります。

※1 一定所得以上の方は、
2割もしくは3割になります。

ええーっ!!

今からいくら払ったら
1割になりますか?

一定期間お支払いが
ない分については
もう支払うこと
ができません。

えええーっ!!!

ガーン…

『そのときになったら払う』では
間に合いません。

介護保険料のお支払いのない期間
がある方は、介護サービスの利用時
に**3割**※2、もしくは**10割全額**
を支払うことがあります。

※2 通常の利用者負担割合が3割の方は4割

たとえば、掃除・洗濯をヘルパーさんに頼む場合、
1時間程度の利用で、1割なら1回250円くらい
です。(要介護状態にある場合)

しかしひと月4回の利用で、1割なら
1,000円なのに対し、

3割となれば → 3,000円
10割となれば → 10,000円

と高額になります。

あしやー、
そんな長生き
せんっ!

掛け捨て
やないか。

めったに病気も
せんし、介護は使わん。
(介護保険を)
外してくれ。

介護を使うように
になったら考える。
使うかわかん
もんは払わん。

…という声をよく聞きます。

しかし、年齢を重ねるにつれ、誰でも介護保険を利用
する可能性が高まってきます。転倒したり、病気にな
ったり、または認知症を発症したり…と何がある
かわかりません。

あなた自身、そして家族のためにも介護保険料を必ず
納めてください。

【問い合わせ先】

安芸市役所 健康介護課 介護保険係 TEL 0887-35-1003

介護保険料を 納めないでいると

1年以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん
全額自己負担しなければなりません。
後日、申請により保険給付分が
払い戻されます。

1年6ヶ月以上滞納すると

利用したサービス費用をいったん
全額自己負担し、後日、保険給付分の
払い戻しを申請しても、**一部または全部
が一時的に差し止められます。**

2年以上滞納すると

保険料を納めていない期間に応じて、
**利用者負担が3割または4割に引き
上げられます。**
また、高額介護サービス費等の負担軽減
も受けられなくなります。

これらの措置を受けても、
保険料を納める**義務はなくなりません。**

**納付が難しいときは
お早めにご相談ください!**



災害など特別な事情があると認められたときには、
保険料の減免等を受けられる場合がありますので、
介護保険係までご相談ください。